

令和7年度ヤングケアラー実態調査結果の概要について

県民文化部 こども若者局 次世代サポート課

1 調査の概要

(1) 目的

ヤングケアラーのケアの実態や、日常生活への影響及び支援ニーズ等を把握し、ヤングケアラーの早期発見と支援策の検討に活用する。

(2) 調査対象及び回答数

高校生・大学生等、高校・大学等及び県民を対象に調査を実施

調査種別	調査対象	回答数
高校生・大学生等	県内の高校生	10,335名
	県内の大学生・短期大学生	450名
高校・大学等	県内の高校	84校
	県内の大学・短期大学	13校
県民	長野県に在住する18歳以上の男女	400名

(3) 調査時期

令和7年11月17日～12月26日（県民調査は11月26日～28日）

(4) 調査方法

Webによる無記名アンケート（県民調査はインターネットモニターに依頼）

2 調査結果の概要

(1) 高校生・大学生等からの回答

① お世話する人の有無とその家族

お世話をする人がいる割合は、高校生で2.5%、大学生等で2.7%であった。

お世話をしている家族は、高校生、大学生等ともに「きょうだい」が最も多く、次いで、高校生が「母親」、大学生等が「祖母」が続いた。

高校生		大学生等	
きょうだい	31.9%	きょうだい	38.9%
母親	26.1%	祖母	27.8%

なお、お世話の頻度は「ほぼ毎日」が高校生32.7%、大学生等44.4%と最も多かった。また、お世話をしている家族が「いる」と回答した者のうち「ヤングケアラーの自覚がある者」は、高校生で6.4%、大学生で27.8%であった。

② お世話することによる家や学校での生活に対する影響

高校生、大学生等ともに「特にない（なかった）」が最も多く、次いで、高校生、大学生等ともに「自分の時間が取れない（取れなかった）」が続いた。

高校生		大学生等	
特にない	46.6%	特になかった	30.6%
自分の時間が取れない	16.5%	自分の時間が取れなかった	27.8%
自分が自由に過ごせる場所がない	12.9%	友人と遊ぶことができなかった	22.2%

③ 相談したことの有無

お世話している家族のことや悩みを誰かに相談したことがあるかについて、「なし」は高校生の56.7%、大学生の66.7%であった。

区分	高校生	大学生等
なし	56.7%	66.7%
ある	21.3%	25.0%

なお、「ある」場合の相談相手は、高校生では「家族」(63.1%)が、大学生等では「家族」「友人」(それぞれ55.6%)が最も多かった。

④ 周囲に期待する支援

高校生、大学生等ともに「特にない」が最も多く(高校生で45.1%、大学生等で41.7%)、次いで、高校生で「自由に使える時間がほしい」(10.1%)、大学生等で「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」(25.0%)が続いた。

⑤ ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーという「言葉を聞いたことはない」と回答したのは高校生で19.1%、大学生等で6.2%であった。

区分	高校生	大学生等
聞いたことがあり、内容も知っている	53.3%	79.3%
聞いたことはあるが、よく知らない	26.5%	13.8%
聞いたことはない	19.1%	6.2%

(2) 高校・大学等からの回答

① ヤングケアラーと思われる生徒・学生の有無とその状況

高校では「いる」が53.6%で、その内容は「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が71.1%で最多。また、大学等では「いる」が38.5%で、その内容は「アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している」が40.0%で最多であった。

② 当該生徒・学生の外部支援へのつなぎ

高校では、「要保護児童対策地域協議会で対応を検討したケースがある」と、「外部の支援にはつないでいない(高校内で対応している)」がともに35.6%で最多。大学等で「外部の支援にはつないでいない(大学・短期大学内で対応している)」が80.0%で最多であった。

③ ヤングケアラー支援に必要なこと

高校、大学等ともに「生徒(学生)自身がヤングケアラーについて知っていること」(高校は73.8%、大学等は84.6%)、「教職員がヤングケアラーについて知ること」(高校は71.4%、大学等は84.6%)が上位であった。

(3) 県民からの回答

① ヤングケアラーの認知度

「聞いたことがある」(「聞いたことがあり、内容も知っている」+「聞いたことはあるが、よく知らない」)は82.0%であった。

② ヤングケアラー当人への問題となりうる影響

「精神面の健康」が70.0%と最も多く、次いで「進学・就職」が55.3%、「身体面の健康」が54.5%であった。

③ ヤングケアラーが相談しやすい環境づくりにつながる仕組みや取組

「ヤングケアラー」専用の相談窓口があることが55.0%と最も多く、次いで「学校に相談窓口があること」が44.8%、「電話・メール・SNSでの相談が可能であること」が40.5%であった。

3 県の取組

県では、令和5年度から、県社会福祉協議会にコーディネーター2名を配置し、ヤングケアラー専用相談窓口において、当事者や家族、関係者からの電話・対面・LINEによる相談対応、外国語対応通訳の派遣、県民向け・支援者向け研修会の開催など様々な支援策に取り組んできた。

今後は、今回の調査結果を踏まえ、ヤングケアラーの状況に早期に気づき、必要な支援につながるよう、学校や関係機関との連携を一層強化するとともに、相談窓口の充実やSNS相談の拡大に取り組むなど、支援制度の周知を進め、子ども・若者が安心して相談できる環境づくりを推進していく。